

のと對しよ的である。(2)法律改正委員會にはくわしい報告書があるため、改革事項についておそらく一般國民の批判をえやすいこと。新法には條文の見出しがあり、しらべだしに便利であること(もつとも、これはヨーロッパ・アメリカ諸國では常識である)。なども、わが國における法の改正または立法に教えるところがあ

さいごに、法律改正委員會の報告書と議會の起草者の法案との關係は、從來のままではいであらうか。否。報告書が議會に提出される前に、委員會が法案の文句をその意向どおり嚴密に添削しうるよう、改革すべきであらう。もちろん委員會は、議會の起草者と機能を同じくしないけれど、法案が、委員會の意向とくいちがつていことがおうおうにしてあるからである。^(三)
(三) cf. Winfield, in Interpretations (op. cit.) 788.

ロシヤ「亡命會社」の法人性(三・完)

岡本善八

一 ロシヤ「亡命會社」發生の社會的基盤

二 ロシヤ「亡命會社」の法人性決定の準據法
(同志社法學第二號所收)

三 ロシヤ「亡命會社」の法人性

(十) フランスの判例の概観

(十一) フランス支店の法人性

(十二) 狹義の「亡命會社」の法人性

(十三) 各國に於ける法人性

(以上本稿所收)

十

ロシヤ「亡命會社」が革命の混亂を契機として發生した社會基盤及びそれらに對する司法的監督ともいべき法人性の決定付けに先立つ國有化布告に對する各國の判例の態度について既に概観したのであるが、最後に本稿の主題ともいべきロシヤ「亡命會社」の法人性を既に述べた如く特にロシヤと密接な關係を有していたフランスの場合に中心をおきつゝ考察を進めたい。

ハ、フランスに於ては既述の如く外國無名會社については一八五七年五月三十日法が存していたのであるが、之を考慮するならばロシヤ會社が消滅し且つソヴエト法が清算のため如何なる存在をも許容するものでないことが認められねばならない。即ち國有化法によれば沒收があるのみであるから

恰も清算に該當する過程は直ちに成就せられておると共に、ロシア帝國法により付與せられた法人格も消滅しているからである。

然しながら判例はこのような形式論理的な觀點より解決する事を欲せず多分に實際的局面に顧慮を用いた。即ちそれはこうである、會社が通常の營業活動を行つてゐる場合にはもとよりその法人格は設立國の法によることにより解決せられる。然しながら解散後に於て清算のための財産に關してのみ問題が生ずる場合に於ては、此の財産が放漫に處理されず従つて清算のための人格の必要については所在地法 *lex rei sitas* が干與すべきであるとするのである。即ちフランス法の干與による法人の存在によつて或は第三者が個人的組合でなく正に會社自身を追求し、或は會社資産の分離による會社資産に對する債權者の優先性等特定の目的のために充當さるべき會社資産を公的信用の見地に於て保護し得るとするのである。然しながら此の法的措置を基礎付ける理由が同時にその限度を示している。即ち會社がその資産をフランスに於て保有してゐることをその條件とするわけである。これが大審院審理部 *Chambre des requêtes* により一九三三年七月四日の判決に示された原則である。△ソヴェト布告によるロシア會社の禁止は會社資産の若干の要素が存續し得ることを妨げるものではない△然しながら△そのフランスに於ける再建がフランスに於ける人格化を許すような事實的存在を有した、

その限度以上にそれらを再興せしめるとか持續させるとかいはのはフランス裁判管轄には屬しないことである△このようにロシア會社の活動の活潑性を考慮する場合に於ては△解散がロシア會社の存在を全く抹殺するものではなく要に對して存續が認められねばならない△とするフランスの法理は一見簡單に見えるのであるが、實際には可成りの技術的困難を伴つてゐる。従つてその事の考察のためには次に述べる如く個々のロシア會社に就ての分析を必要とする。

註 53 Reg., 4 juillet 1933.

註 54 Bordeaux, 2 janvier 1928, Paris, 13 juin 1928.

十一

第一類型IIフランスに於て組織を持つ會社——ロシア會社の支店。之に屬するものとしては特に本店の取締役・書類・勘定簿・母會社の資産の一部を保持するロシア會社のフランス支店とすべての他の支店とも一應獨立にフランスに於て再建を企圖し、裁判所の監督の下に株主總會を招集し活動を繼續しようとしたロシア會社の二種に分つことが出来るが然しより多數を示すものはその前者である。

ところがこのようなフランス支店は、傍系會社として活動してゐたのではなく、本店勘定に從屬してゐたのであるからもとより独自の法人性を有する譯ではない。逆にその母會社

の解散によつて支店の資格としての如何なる存在も持たない。この二つの事からしてこの在外支店について次のような重要な結果をもたらす。即ち第一に在外支店が獨立性を帯びるに至ること、第二はそれが事實會社と解せられる性格を帯びること、この二點である。

即ち先づ亡命會社の支店は母國本店への從屬性を斷ち切る。従つてそれはそれが活動している國の法によつて認められた限度に於てのみその固有の生命を持つと考えられる。更にそれと共に當該支店は母會社の他の如何なる在外支店に對しても獨立である。この意味に於ては支店《Les succursales》は *Lerebours-Pigeonnière* の言の如く《樹幹の上に成長した枝である。樹幹が死ぬならばその枝は死ぬ。その枝の一が移植により生命を得るとしたならば他の枝はその時以來別個の生命により生きているのであるからその恩恵を受けない》^註わけである。かくしてロシア會社のフランス支店は《事實會社》*sociétés de fait* として性格付けられるに至る。爾後《事實會社》を統制するために適用されるべきものわたゞフランス法である。こゝに於てわ異常な干渉により公序を理由として通常適用されるべき法を排斥しようとするのでわない。舊ロシア母會社に對する獨立性がソグエト法を無視するに至るのである。判例はロシア會社支店に對して可成り廣い範圍に於て《事實會社》の概念を適用している。即ちそれによると、その會社が設立契約自體の重大なる違法性によつてその會社が

無効となる場合を除いて、その會社が違法を理由として無効となる場合は《事實會社》の存在を認められる。然しそのより強い存在理由がそれがロシア會社であつた時に合法的であつた事・それが殘存していること・それにも拘らず外的事情が通常の活動を妨げていることが擧げられよう。而して又ロシア會社及びその經營者わボルシェヴィキ革命により不可抗的な立場に置かれたものである事を考慮する必要がある。従つて經營者が到達しようとした目標わその手段の違法を餘り強く考えないならばそれ自身は惡でわないことを考へねばならないといふのである。

右のようなロシア會社に對する《事實會社》としての性格付けは次のような重要な結果を生ずる。

(1) 判例が原則として考慮に入れた第一の結果は定款の適用である。會社が明らかに違法である時に於ても定款或は寧ろ定款の希望が適用せられた。それは不可抗力が嚴密な適用を不可能ならしめた事を考慮に入れる必要があるからである。これわ一九一七年より清算に至るまでに爲された經營者の大部分の行爲を有效ならしめる。然しより重要な論點は次の點である。

(2) 判例に従えば《事實會社》は或種の法人格を有する。母會社に附着していた舊法人格は消滅したのであるが、一九一七年以來のフランスに於ける《事實會社》の新性格はそれに別の法人格を付與した。我々が對決すべきものはまさに此

新しい法人格である。然るに此の事實會社は既に合法的な會社を前提としている。それわ起源に於て違法的なものではない。事實會社の資産は本來的には合法的な會社に屬している。ところが新人格の付與は舊人格の禁止の結果であり、事實會社合法的な會社の持續でわないと考えられているのであるから、こゝに一九一七年以來の母國會社と支店との法人格の分離に拘らず債権者は如何なる限度に於て事實會社の資産をその擔保と看做し得るかの問題を生ずるのである。

一九一七年以來支店わ新法人格を持つたのであるが、然し此の法人格の獲得わ新會社と舊會社の資産の分離を惹起するものではない。従つてこの點を在外支店の新法人格及び事實會社による合法的會社の繼續といふ二點に於て更に追求することを必要とする。

(一) 事實會社と看做された支店の法人格の限界性——この事實會社の内部的性格に就ては、その構成員中に於てわ會社設立契約が依然として効果をもち従つてそれに對して定款が臨時的に適用され續けることわ既に述べた。

この外部的效力についてわそれが第三者に對して而も第三者に對してのみ適法と看做される。會社わ法人格を有するが、然しそれわ第三者の利益の限度に於てのみである。換言すれば第三者が常に構成員に會社の不適法を主張し得るけれども、逆に構成員わ決して第三者に對してその不適法を主張し得ないということになる。かくて《事實會社》の法人格の

概念わ獨自的性格を示すのであるが、それが通常の法人格に比して會社に對して不利をもたらしものであることはいうまでもなからう。

(二) 事實會社による合法會社の持續——この事實會社の舊合法會社に對する關係の問題わ清算によつて生ずる困難の解決に對して主要な利益をもつのであるが之わ多分に論議の餘地が存する。即ちこゝに於て考察を必要とするのわ一九一七年を契機として相對する兩會社の資産の關係である。一九一七年以前に於てロシヤ會社わ多數の外國人債権者及び株主より成り若干の資産を有していたのであるが、一九一七年以來可成りの資本がロシヤより在外支店えと逃避し而してそれらわ營業地に於ける活動を通じて新しい債務を負擔すべき契約を締結したのである。かくて事實會社の資産わフランスに現存し事實會社に關係ある株主に對して留保せられるのか、或わ逆に一九一七年以來音信不通のソヴェトその他の株主わ權利を行使し得るのであるか、一九一七年以後の新債権者わ事實會社の資産に對し權利を持つか否か等々の諸問題換言すれば兩會社の資産わ分離したのか結合したのかという問題が生ずる。

この問題わ直ちに斷定し難いのであるが、要するに《事實會社》わ獨立の資産を有しなけれども獨立の法人格を有するのが概ね妥當な解釋であると考えられているようである。この資本の連續性の論據わ次の點にある。即ち(一)事實會社わ

ロシアに於て形成せられた資本によつて存在するのであるから一九一七年以後の債権者丈が一九一七年以前に大部分形成せられた資産に對する権利を有するのわ正當でわない、(四)事實會社に對して判例も示す如く債権者がすべて責を負つているのである以上舊會社の債権者も事實會社の資産の上に權利を有するといふのである。^{註54}かくの如く新舊債権者わ競合して會社資産に對し得るのでありそこに事實會社と舊會社の資産の一體性が認められるのであるが、それにも拘らず法人格わ原則として獨立性を保持する。即ち(一)一九一七年ロシア會社の解散即ちフランスに於て認められた限りの解散わ支店が支店の名に於て有していたすべての存在を失う。母會社との關係及び他の支店との關係わ一九一七年に於て消滅するのであるからもはや他の在外支店により生ぜしめられた負債についてわ責任を負わぬ。更にそれわ營業地國の法が認める限度に於て第二の生命を得、(五)支店(六)とわ異つた名稱に於て存續する。(四)然しながらこの法人格の獨立性わその特殊の事情即ち舊法人格の禁止の結果事實會社の資格に於て獲得せられた結果第三者の利益という限度によつて限界付けられる。第三者に對して會社わ合法と考えられるのであるから舊債権者が變らず且つ債務者わすべて會社に對し責があるのであるから舊債権者わその權利を保持している。

然しながら判例わ必ずしもこのような見解をとらず寧ろ大多數わ異つた立場をとるが、その非常に重要な判決の

して一九三四年六月廿七日のセミナー商事裁判所の判例が擧げられる。そこに於てわ債権者 Deutsche Bank わペトログラーード銀行の支拂を請求したのであるが商事裁判所わ容れなかつた。それわ(五)もしその支拂充當がペトログラーード銀行を指しているならば、ロシアにかつて存在した無名會社の活動の結果それがフランスに於て得たものわ事實會社の名に於て(六)あり、かゝるものとしてその會社わ消滅に迄存続したこと更に追求せられている會社わ支店所在地たるパリに於て活動を續ける事實會社であることが留意せられねばならない(七)と述べながら(八)上述の行爲わその當時未だ存在していない事實會社によつて(九)なく舊ロシア會社によりなされたことを思い起すことが便宜である(十)として單に會社の法人格が獨立であるのみならず一九一七年以前の債権者わ會社資産に何ら權利を有しないもの(十一)の如く結論付ける爲に(十二)事實會社(十三)の概念を用いているのである。^{註55}

註54 Bulletin du Comité D. I. P., 1934, p. 157.

註55 例えは Trib. com. Seine, 12 juillet 1929, Trib. com. Seine, 23 janvier 1934.

註56 Paris, 23 avril 1931.

註57 Tribunal de commerce de la Seine, 27 juin 1934.

十二

第二類型IIフランスに於て活動機關を持たないが資産を持

つ會社。一九一七年以來その資産をフランスに移した所謂嚴密な意味での「亡命會社」(Les sociétés réfugiées)の置かれた地位わかくの如きものであつた。爾來理事者合法的といふわけではなかつたがとも角債權を回収し四散した財産を集めることにより有權者の間に殘餘財産を分配することを計つたのである。このような會社の法的地位についてわ、そこに組織が存在しなかつたことに加うるに一般に會社財産の管理が何ら公開的性格を示さなかつた丈にそこに事實會社の性質を認めることが出来ない。逆にいえばそれわロシアに於て正當に解散したのだからそれはフランスに於ても解散したといふことである。

一般に會社の解散に於てわ、パリ裁判所が一九三五年七月十五日の判決^{註59}に於て示すように若し解散が將來の會社の活動を停止せしめる効果をもつとしても、之に對して過去の行爲を保護し完了するためになされる行爲に關してわその人格わ存續するもいふのが原則である。従つて會社の解散わそれに屬する法人格について何らの變化を生ぜしめないのである。然しながら正確に言つて、存續する法人格が解散前の法人格と同一であるならば、フランスに於てもソヴェト法によると同様の仕方に於て考察さるべきである。ところがソヴェト法に於てわ國有化といふのわ單純化されてわいるが一の清算(Liquidation)であるからロシアの會社の法人格が清算のため存續するといふことわ有り得ない。従つて人わフランス

に於ける法人格の存續を認め得ないことになる。^{註60}然しフランス國際私法の實際に於てわこの種の財産わフランスに於て落着きこの國の債權者及び株主が利害關係を持ち従つて公的信用に關係をもつためにフランス法が干渉してゐるのであるが、それわ事實會社について分析した所と反對に異常な性格を示す。

判例わロシア法について何らふれることなくフランス法のみを適用する事により再構成された會社でも組織化された會社でもないロシア會社わフランスに於てわフランス法によつて以外の清算わ存しないのであるから清算のための法人格を持續し得ると決定する^{註62}少くともフランスに於てわ社員の資産と區別した會社資産の保全わそれによつてのみ可能と考ふるために破産或わ清算のために法人格が必要がある。清算地法が會社所在地に代るのわこの理由による。

このように「亡命會社」の法人格わ清算のための必要に限られていたのであるが、實際にわ多くの債務が理事者により生ぜしめられるといふ現象が生じてゐる。こゝに於て既に事實會社について考察したのとわ逆の條件に於て問題が生ずる。即ちこゝでわ一九一七年以前の債權者についてわ問題わないが、解散後のフランスに於て新たに債權者となつた者が會社資産上に權利を持つかどうか或わ會社資産わ舊債權者に對して完全に保全せられるべきでないか、問題となるわけである。然し之は當時會社わその所在地を持たず且つ商事會社

の存在に必要なすべてのものを缺いていたからそれが通常の營業を行い得ぬこと、或わ又理事者が單なる資産の保有者にすぎなかつたからその會社が全く祕密的存在であることわ明らかであつたという事からして、新しい債權者わたゞ理事者の資産をのみ追求し得るのであり會社資産わ一九一七年以前の債權者に對してのみ保全されねばならないのであることが結論付けられる。

註 59 Paris, 15 juillet 1935.

註 60 Req., 7 mai 1935.

註 61 Note Niboyet, sous Req., 2 février 1925.

註 62 Paris, 2 janvier 1928, Bordeaux, 13 juin 1928.

更々 Trib. com. Seine, 23 janvier 1934, 21 janvier 1935, Trib. civ. Seine, 9 mai 1925.

十三

フランス以外の各國の判例わ次の如く類型化し得る。第一類型IIソヴェト布告による解散を認めない國に於けるロシア會社の法人性。ソヴェトを認めない國に於てわ承認するまでわ會社わロシア法人格を設立以來と變りなく保持した。

ヘルマンニヤの一九三二年十二月五日の判決、就中ハベルギーマのブラッセル民事裁判所の判決がこれに屬する。^{註62}即ちこのブラッセルの判決わ一九三四年の露亞銀行のフランス清算人により行われる資金回収の請求に於て、その清算人の任命わ支店所在地の裁判所により行われたのであり會社所在

地の裁判所によりなされたのでないから無効であると述べている。その理由とするところわ次の點にある。即ち銀行わ正しくベトログラードにその所在地を置いて一九一〇年に設立せられたロシア法の會社である。即ちそれが居所を有したのわ正しくベトログラードであり、パリの支店わ主要施設の管理者がそこで取引を再開することを述べた後に於ても依然として支店であるにすぎない。それわ定款が會社所在地の移轉を豫想していなかつた限り他のものとなりようがないのである。従つてロシア帝國法の會社が存續しているのであり、それに對して不可抗力を考慮することを拒み定款を嚴密に適用したのである。尤も此の國に於ける地位わ聯承認後に於て完全に變ずる、會社わ従つて禁止せられその結果フランスと同様に新しい會社の事實上の再構成を結果することになる。ハアメリカに於ても同様にアメリカ法に於て株主の利益となるように保全せらるべき財産が居所その他に於て存するるときわ、それわ有効でもなく合法でもない解散とわ關係をもたない。…ロシア會社わソヴェト布告が何ら合法的價値を持たない國に於て法人格として常に認められるという意味に於て存續するのである^{註64}とせられている。而もこの人格わ清算のための限定を受けることなく會社わ完全な訴訟能力を持つていたのである。そうしてアメリカの場合に於てわ特にそれがソヴェト承認後と雖も何ら變更せられなかつた點に注目すべきものが存する。

註32 Cass. Roumanie, 5 décembre 1932.

註33 Trib. civ. Bruxelles, 20 décembre 1934.

註34 Court of Appeal, New York, 11 février 1930
(Petrograd Commerce Bank) アメリカの諸判例と
N. S. P. & Nebolsine, The Recovery of the Foreign
Asset of Nationalized Russian Corporations (1930)
39 Yale L. J. 1130. 及び Hav. Law Rev. Vol.
XLV, p. 1404 等参照。

第二類型II解散の結果を認めた國家に於ける會社の法人性。ヘイギリスに於てわあく迄解散の結果を認め會社が法人格を喪失し判決に對し何であらうと新しい性格が附加されることを拒絶した。その意味に於てフランスに於て考えられたような再構成手段を見出し得ない。かくてイギリスに支店を有するものをも含めてすべて非合法と考えられその行為が無効であり會社が清算せらるべきであると考えられた^{註35}。既に述べた如くイギリスの判例はその初期に於て若干の變動を示しているが、ロシア會社の法人格不在の原理が確認せられたのわ第一に Lazard Brothers 對 Moscow Industrial Bank 事件 (Lork Scutlon) に於て^{註36} あつた。それわ先づイギリスに於てわ支店を持たないが債權を有するロシア會社についてその不存在を宣したのである。然しながら之わ『イギリスに支店を有するロシア會社 (例えは Goussakow 事件の如き) 或わフランスに支店を有するロシア會社 (例えは Mulhouse 事件の如き) を一九三〇年に於て會社がイギリ

スにもロシアにも支店を有しないこの場合と混同すべきでない』と述べている。更に一九三二年十一月廿八日の貴族院わ Lazard Brothers 對 Midland Bank 事件に於てこの點をより明白ならしめた。即ち Wright 卿によれば『證人らわ外國に支店・株主・資産等を有するツアーの銀行の問題を留保している。いつれにせよ非存在の會社——もし存在するならばそれは唯設立國の法によつてのみ可能であるから——が如何にして他の地に於て支店・株主・資産を保持するかを見ることとわ困難である』。然しながらこの場合の銀行わロシア以外に支店も株主も持たなかつたのでその困難な問題に入ることゝを拒んだのである。更に一九三四年控訴院に於ける Russian and English Bank 對 Baring Brothers 事件によりそれわ決定付けられた^{註37}。

かくの如くして同種の事件についての三判例が若し會社の法人格が設立國の法により終了するならば、それが營業を行う支店を有していてもその國に於て法人性を失うことを決定付けた。かくて會社の名に於て支店取締役によりなされる如何なる訴も提起し得ず且つ會社の存在の終了前にその名に於て始められた訴訟さえ停止せられるに至つた。

事件が更に一九三四年十一月に生じた。控訴人わ『會社法第三三八節わ法廷に對してイギリスに於てそれが存在することを止めたにも拘らず商業を行う未登録外國會社として清算する權能を與えている』^{註38}。即ちそれわ外國會社の消滅わイギリ

スに支店がある場合にわイギリスに於ける會社を消滅せしめないという證據であると主張したが、之に對して控訴院未登録會社と未登録と考えられる解散會社との間に差異をつけ、會社の名に於て訴を提起し得る未登録會社の清算人と反對に解散せる會社の清算人わ會社が非存在であるからその事をなし得ないとしたのである。

△ドイツに於てもイギリスとその立場わほぼ同一である。例えば一九三〇年五月廿日の大審院 Reichsgericht 判例わ『舊ロシア會社の法人格の延長として且つ社會的存在の持續として、舊會社の商事活動の追求でなくたゞ在外資産の清算及び分配の爲にする』舊ロシア會社株主によりなされたドイツに存する資産回収の請求を斥けている。即ち『いかなる意味に於てドイツの新會社が消滅した會社の權利を保有するものとして考えられることがあり得るだらうか。舊外國會社わ存續せず且つ法人格を有する新會社の設立に必要な條件わ見出されないから事實狀態から生じたものわ認め得ないのである』

更に一九三四年七月十一日の判決に於て大審院わ更に明白に『統御の所在地國以外の國の支店わ營業地國に於て獨立の法人格を獲得していない場合わその法人格に關して基本的所在とその運命を共にする。そこでわロシア法に於けると同様ドイツ法に於ても支店と本店との關係わ存する。従つて英國支店(被告)わ消滅して居り、而して母會社が解消した後

にわロンドン支店の部分的な能力からも又商事活動の持續からも支店の法人格の維持を推定すべき理由わない』とせられてゐる。

△スイスに於てもドイツの場合と同じく連邦裁判所が會社に對して清算會社として事實會社に對しいかなる存在を認めることを斥けている判例が存在する。即ち△支店の存在わ本店の存在に從屬する。本店が消滅する以上スイスに於て合法に訴訟し得る支店の存在わ認められない。何故なら支店わ獨立の法に從うのでわなく連邦裁判所わ生じた事實の前に服從しその結果を記録する丈であるから』

註65 Dill Smith, « Situation des sociétés russes en droit anglais, » Revue internationale des sociétés, 1935, p. 85. Wortley, « La Dissolution des sociétés étrangères en droit international privé à la lumière des cas des banques russes » B. Y. B., 1933, p. 1.

註66 Re Russo Asiatic Bank 1934 同く解決を示す。p. 50.

註67 Chancery, décembre 1931, janvier 1932. (J. Eve)

註68 一九二九年英國會社法參照。

註69 スイス法に於て Goeldin de Tiffeneau, Existence à l'étranger des sociétés russes, Strasbourg, 1928 參照。

註70 Trib. féd. 10 décembre 1924, Trib. féd. 6 avril 1925.